

平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（案）

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
グローバル化への対応 （第1WG・第2WG・第3WG）	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3 社会的・政策的なニーズへの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <p>◇ 本文には、グローバル化の進展に対応した統計の整備として、貿易に係る情報の高度利用の可能性、外国人住民に係る基本的な統計の整備等の必要性を記述</p> <p>◇ また、別表には、本文に対応した輸出入申告情報の活用、登録外国人統計、人口動態調査の集計事項の充実等4事項の取組を記述</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 現行計画期間中には、2008 SNA対応のためのデータの提供、出入国管理統計の集計事項の充実等が「実施済」又は「実施予定」とされており、輸出入申告情報の活用（事業所母集団データベースと貿易統計のデータベースの接続等の検討）については次期計画期間内には「実施可能」と自己評価</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 現行基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。</p> <p>○ 「実施予定」の貿易形態別の情報については、平成25年度から内閣府にデータが提供されており、「実施可能」のデータベースの接続等の検討については、事業所母集団データベースの運用が平成25年1月から開始されたことを踏まえ、今後検討を開始するとされていることから、引き続きその対応を注視する。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 企業活動などの現象面におけるグローバル化の進展への対応については、各統計において考慮すべき要素の一つであるため、各統計の対応の中で検討し、次期基本計画にも記載していくこととする。</p> <p>○ 上記以外のグローバル化への対応（国際機関への情報提供、国際統計活動への参加等）については、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、統計職員の人材育成の観点からも重要であることから、他の関連項目と合わせて整理する。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>① 国際機関への我が国の統計情報の提供については、分野によっては改善の余地があるため、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、国際比較可能性の向上の観点から、国内の状況変化等により新たに提供が可能となった統計については、国際機関への提供に努める。</p> <p>② 各府省は、国際社会の一員として、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際協力・国際貢献に努める。</p>
備考（留意点）	<p>・ 平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書においては、統計職員等の人材の育成・確保等の一環として、国際的な対応力の強化方策の検討が求められている。</p>